

## ロシアのウクライナへの侵攻を非難する決議

去る2月24日、ロシア軍はウクライナへの本格軍事侵攻を開始した。ウクライナの北大西洋条約機構（NATO）の加盟阻止を目指し、同国に対して圧力を強めてきたロシアが本格的な軍事侵攻に踏み切った状況である。

報道では、ロシアが一方的に併合を宣言したクリミア半島や、北に隣接するベラルーシからも攻撃が加えられたとされ、クリミアなど各方面から地上部隊が侵入したと伝えられている。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この強行された軍事侵攻は、国際法上決して許されるものではなく、人権を著しく侵害し、対話を無視した世界の平和を脅かす暴挙にほかならない。また、ウクライナを支援する国々による制裁措置も開始されたが、そうした応酬は、多くの人々を傷つけ、経済に打撃を与え、国際社会の秩序を混乱に陥れていくことになる。このような状況も、ひとえにロシアが招いたことと言わざるを得ない。

ロシアは、最大の核保有国であることを強調しており、その使用を示唆している。茨木市は「非核平和都市宣言」を掲げており、このような暴挙は決して許されるべきではなく、茨木市議会としてはあくまでも対話による解決を求める。

よって、本市議会は、ロシアのウクライナへの侵攻を強く非難するとともに、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月2日

大 阪 府 茨 木 市 議 会